

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発 行 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号
	発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

規 則	ページ
◎高知県職員被服貸与規則の一部を改正する規則	1
訓 令	
◎高知県法制審議会規程の一部を改正する訓令	2
告 示	
◎告示（口頭による開示請求を行うこと ができる個人情報）の一部改正（文書情報課）	2
○包括外部監査契約の締結（行政管理課）	3
○高知県収入証紙売りさばき所の所在地 の変更の承認（2件）（会計管理課）	3
○高知県収入証紙売りさばき人の主たる 事務所の所在地の変更の届出（ " ）	3
◎告示（高知県会計規則第2条による出 先機関及び取扱店の指定）の一部改正（ " ）	3
◎告示（会計管理者及び出納員の権限に 属する事務の一部委任）の一部改正（ " ）	4

規 則

高知県職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成26年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第60号

高知県職員被服貸与規則の一部を改正する規則

高知県職員被服貸与規則（昭和45年高知県規則第41号）の一部を次のように改正する。
第1条中「要する職員」を「要する職員及び再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で、同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。）」に改める。

第6条第1項中「善良に」を「善良な管理者の注意をもって」に、「き損し」を「毀損し」に改める。

第8条の見出し中「き損等」を「毀損等」に改め、同条第1項中「き損し」を「毀損し」に、「貸与被服き損（紛失）届」を「貸与被服毀損（紛失）届」に改め、同条第2項中「き損し」を「毀損し」に改める。

第9条中「き損し」を「毀損し」に改める。

別表13の項中

（2） 幡多看護専門学校の勤務する職員	看護衣（夏）	1	2
	看護衣（冬）	2	2
	看護帽	2	3
	靴下	10	1
	看護靴	1	1

を

（2） 幡多看護専門学校の勤務する職員	看護衣	3	2
	靴下	10	1
	看護靴	1	1

に改め、同表17の項(6)中「（研修課を除く。）」を削り、同表17の項(7)中「、農業大学校研修課又は環境保全型畑作振興センター」を「又は農業担い手育成センター」に改め、同表18の項を次のように改める。

18	と畜検査員	食肉衛生検査所に勤務する職員	予防衣	2	2
			作業服（夏）	2	2
			作業服（冬）	2	2
			作業帽	2	2
			作業靴	1	2
			眼鏡	1	2

別表22の項中「林業改革課、木材産業課」を「木材増産推進課、木材産業課、木材利用推進課」

に改め、同表29の項(1)中「(研修課を除く。)」を削り、同表29の項(2)中「農業大学校研修課」を「農業担い手育成センター」に改める。

別記第2号様式中「貸与被服き損(紛失)届」を「貸与被服毀損(紛失)届」に、「き損した」を「毀損した」に、「き損の」を「毀損の」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の高知県職員被服貸与規則の規定により貸与している被服については、なお従前の例による。

訓 令

高知県訓令第1号

本 庁
各出先機関

高知県法制審議会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

高知県法制審議会規程の一部を改正する訓令

高知県法制審議会規程(昭和36年12月高知県訓令第34号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第12号中「(2人以上あるときは、委員長が指定した者とする。)」を削り、同号を同項第13号とし、同項第1号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 理事(中山間対策・運輸担当)

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

告 示

高知県告示第224号

平成15年4月高知県告示第226号(口頭による開示請求を行うことができる個人情報)の一部を次のように改正する。

平成26年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

表中

調理師試験	総合得点及び科目別得点	合格発表の日から1月間	健康長寿政策課
-------	-------------	-------------	---------

を削り、「医療政策・医師確保課」を「医療政策課」に、

農業大学校 入校試験	筆記試験の総合得点及び科目別得点並びに口述試験の総合評価	合格発表の日から1月間	農業大学校教育課
働きながら 学ぶ農業技	面接結果	認定発表の日から1月間	農業大学校教育課

術研修生の認定			
新しいなかビジネススクールの入学審査	総合評価及び項目別評価	合格発表の日から1月間	農業大学校教育課

を

農業大学校入校試験	筆記試験の総合得点及び科目別得点並びに口述試験の総合評価	合格発表の日から1月間	農業大学校
-----------	------------------------------	-------------	-------

に改める。

高知県告示第225号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を締結したので、同法第252条の36第5項の規定により次のとおり告示する。

平成26年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 包括外部監査契約の期間の始期
平成26年4月1日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
監査に要する費用の額は、次に掲げる費用を合算したものとし、1,200万円をもって上限とする。
(1) 基本費用 400万円
(2) 執務費用 基本執務費用及び外部監査人補助者執務追加費用を合算した額
(3) 実費 旅費、関係人出頭費用及び諸費用を合算した額
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
氏名 松本 隆之
住所 高知市上町一丁目1-11 奥田ビル2階
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告書が提出された後に支払う。ただし、必要があると認めるときは、概算払及び前金払をする。

高知県告示第226号

高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第4条第5項の規定により売りさばき所の所在地の変更について承認したので、同条第6項において読み替えて準用する同条第4項

の規定により次のとおり告示する。

平成26年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名
高知市丸ノ内一丁目2番20号 医事薬務課内
高知県農業連合事務所
所長 杉本 雄一
- 2 売りさばき所の所在地及び名称
(変更前) 高知市丸ノ内一丁目2番20号 医療薬務課内
高知県農業連合事務所
(変更後) 高知市丸ノ内一丁目2番20号 医事薬務課内
高知県農業連合事務所
- 3 変更承認年月日
平成23年4月1日

高知県告示第227号

高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第4条第5項の規定により売りさばき所の所在地の変更について承認したので、同条第6項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成26年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名
高知市小津町4番22号
一般社団法人高知県猟友会
代表理事 高橋 徹
- 2 売りさばき所の所在地及び名称
(変更前) 高知市杉井流21-13 マノワール杉井流1階(北)
一般社団法人高知県猟友会
(変更後) 高知市上町二丁目7番2号
一般社団法人高知県猟友会
- 3 変更承認年月日
平成26年3月4日

高知県告示第228号

高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第8条の規定により売りさばき人の主たる事務所の所在地の変更について届出があったので、同規則第4条第7項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成26年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名
(変更前) 高知市丸ノ内一丁目2番20号 医療薬務課内

高知県農業連合事務所
所長 杉本 雄一
(変更後) 高知市丸ノ内一丁目2番20号 医事薬務課内
高知県農業連合事務所
所長 杉本 雄一

- 2 変更承認年月日
平成23年4月1日

高知県告示第229号

平成4年4月高知県告示第208号（高知県会計規則第2条による出先機関及び取扱店の指定）の一部を次のように改正する。
平成26年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

別表の1 出先機関及び当該出先機関の取扱店の表中

「 高知県本山警察署	」	」	」
------------	---	---	---

」を削り、

「 高知県高知南警察署	」	」	」
-------------	---	---	---

潮江南支店」を

「 高知県高知南警察署	」	」	」
高知県高知東警察署	」	」	」

潮江南支店」に、
大津支店」

「 中部教育事務所	」	」	」
高知県立伊野商業高等学校	」	」	」
高知県の警察署	」	」	」
高知県立日高養護学校	高岡郡日高村	」	」

枝川支店
」
伊野支店
」

「 中部教育事務所	」	」	」
高知県立伊野商業高等学校	」	」	」
高知県立日高養護学校	高岡郡日高村	」	」

枝川支店
」
伊野支店」

「 高知県立農業大学校研修課 | 高岡郡四万十町 | 」
 高知県環境保全型畑作振興セ | " " | 」
 ンター

窪川支店 | |
 " | を
 | 」

「 高知県立農業担い手育成セン | 高岡郡四万十町 | 」
 ター

窪川支店 | | に改める。
 | 」

高知県告示第230号

平成19年4月高知県告示第262号（会計管理者及び出納員の権限に属する事務の一部委任）の一部を次のように改正する。

平成26年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

別表第1中

医療政策・医師確保課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	医療政策・医師確保課の出納員
------------------------------	----------------

を

医療政策課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	医療政策課の出納員
医師確保・育成支援課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	医師確保・育成支援課の出納員

に改める。

別表第2中

医療政策・医師確保課の出納員	医療政策・医師確保課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	医療政策・医師確保課の現金取扱員
		税務課の徴収職員等

を

「 _____ | _____ | 」

医療政策課の出納員	医療政策課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	医療政策課の現金取扱員
		税務課の徴収職員等
医師確保・育成支援課の出納員	医師確保・育成支援課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	医師確保・育成支援課の現金取扱員
		税務課の徴収職員等

に、「高知県立農業大学校研修課」を「高知県立農業担い手育成センター」に、「、高知県立中村高等学校及び高知県立宿毛高等学校」を「及び高知県立中村高等学校」に、「、高知県立中村高等学校西土佐分校及び高知県立宿毛高等学校大月分校」を「及び高知県立中村高等学校西土佐分校」に改める。